

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ  
処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）についての  
留意事項

1 全般的事項

論 点	関連 ページ
新たなごみ処理施設の処理方式については、今後検討して決定すると しており、処理方式が決定していない。	—
既存の豊橋市資源化センターのごみ処理施設には、ダイオキシン類等 の有害物質が存在している可能性がある。	—

2 騒音及び超低周波音

論 点	関連 ページ
事業実施区域の近隣に住宅が立地していることから、工事の実施及び 施設の供用に伴う騒音による周辺環境への影響が懸念される。	P553, 560, 572, 579
工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の一部が道幅の狭い市道 藤並町・天伯町41号線を通行する計画となっており、道路沿道環境へ の影響が懸念される。（変更前の準備書に対する井上委員意見）	P30, 33

## <過去の全般的事項等に係る審査会答申の内容>

### 1 全般的事項

- 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

### 2 廃棄物等

- 建設及び解体工事中並びに施設の供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

### 3 温室効果ガス等

- 事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

### 4 その他

- 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。